

中医協「第56回薬価専門部会」 薬価維持特例導入の議論、決着つかず

2009/9/18

第56回薬価専門部会（会長：遠藤久夫・学習院大学経済学部教授）では9月18日、事務局が提案していた「薬価維持特例など製薬業界が提案している新薬の薬価改定方式について」の論点案について議論された。これは、1.薬価維持特例を導入する必要性、2.薬価維持特例の導入による患者等へのメリットを確保するための方策、3.薬価維持特例の対象品目、期間等の考え方、4.後発品の使用促進との関係、5.その他 から成るもの。

これに対して、この日の薬価専門部会では、長野明委員、禰宜寛治委員（いずれも日本製薬団体連合会・保険薬価研究委員会）による「論点案に関する専門委員意見」が提出され、薬価維持特例導入については後発品の使用促進を阻害しないという観点から検討してほしい等の意見が出た。一方で他の委員からは、「いまは、薬価維持特例を導入する必要性があるかどうか話し合われる段階なのに、導入の具体的内容について議論するのはおかしい。特例導入は既定路線なのか」という声もあがった。遠藤部会長は「既定路線ということは一切ない」と言い切り、今後の議論によって着陸点を判断することを示した。

委員らは年内に薬価維持特例に関して結論を出したい意向だが、この日の議論に大きな進展はなく、薬価制度改革の検討項目は他にも残っていることから、薬価維持特例導入に関する議題で年内に議論できる時間は少なくなっている。

新薬の薬価算定方式案

平成20年度薬価制度改革において、新薬の算定薬価が外国平均価格と比べて低かったことから加算率を上げることとしたが、この日の報告で「平成20年度以降の新薬算定の状況に関するまとめ」として、現状は改革以前と変わっていないことが分かった。日本の薬価と欧米4カ国（米、英、独、仏）のリスト価格について過去5年間の算定薬価の年平均変化率を比べたところ、アメリカでは全リストで値上がり、他3カ国では値上がりと値下がりの両方が見られたのに対し、日本は全てのリストで値下がりだった。そのため、値付け制度の更なる改善を図り、事務局より、既に収載されている医薬品の用法・用量を変更した新薬については、「類似薬効比較方式（ ）」により最類似薬である同一成分の既収載品を比較薬として算定を検討してはどうかという案が出された。

配合剤の取り扱いについては2剤の薬価の合計を算定額とするのではなく、合計の「一定割合」の価格を基本に算定。「一定割合」の算定方法は、配合意義の医療上の有用性の違いによって区別することとし、例えば、「患者の利便性の向上に明らかに資するもの」など医療上の有用性が極めて高いと認められる場合と、それ以外の場合との2区分に分けて、2剤合計額×0.9～0.7の範囲で差を設けて算定するなど、「一定割合」に差を設けてはどうか、という案が提示された。